

川西市「きんたくん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西市のシンボルキャラクター「きんたくん」(以下「きんたくん」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(「きんたくん」の図柄)

第2条 きんたくんの図柄は、別図のとおりとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 きんたくんを使用しようとするものは、あらかじめ「きんたくん使用承認申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、川西市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではないが、第1項、第2項及び第4項に該当する場合は「きんたくん使用報告書」(様式第7号)を提出し、事前に所管課に報告すること。また、SNSや動画等で使用の際は使用状況がわかるサンプルを提出のうえ事前に所管課へ相談すること。

- (1) 本市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、きんたくんの使用を承諾するものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、物、政党または宗教団体の支援や物品の販売を促進し、または支援や販売を促進していると誤解を与え、もしくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他市長がきんたくんの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、「きんたくん使用承認書」(様式第2号)をもって行うものとする。

3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の承認の期間)

第5条 使用の承認の期間は、きんたくん使用承認申請書で申請した使用期間又はきんたくん使用承認申請書で申請した使用開始日から1年間とする。

(使用料)

第6条 きんたくんの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第7条 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を行うこと。

(使用上の遵守事項)

第8条 きんたくんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 第10条に基づく場合を除き、きんたくんのデザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。

(3) 「©川西市2008」との表記を付すこと。

(承認条件の変更の申請)

第9条 きんたくんの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「きんたくん使用承認変更申請書」(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「きんたくん使用(変更)承認書」(様式第2号)をもって行うものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(デザインの改変)

第10条 きんたくんを使用する者が、きんたくんのデザイン(色、形、字体など)を改変しようとするときは、あらかじめ「デザイン改変承認申請書」(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「デザイン改変承認書」(様式第5号)をもって行うものとする。

3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認の取り消し)

第11条 市長は、きんたくんの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該きんたくんの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、「きんたくん使用承認取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、きんたくんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 きんたくんの使用承認を受けた者が、きんたくんの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、きんたくんの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

2 この規程に係る事務は、川西市が所管する。

付 則

この規程は、平成20年11月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別図（きんたくんの図柄）



©川西市 2008

フレーかわにし



©川西市 2008

はじめまして



©川西市 2008

うれしい



©川西市 2008

がんばるぞー 1



©川西市 2008

がんばるぞー 2



©川西市 2008

こんにちは



©川西市 2008

ばんざーい



©川西市 2008

てくてく



©川西市 2008

正面



©川西市 2008

側面



©川西市 2008

背面

きんたくん

ロゴタイプ

様式第1号(第3条関係)

きんたくん使用承認申請書

令和 年 月 日

川西市長 越田 謙治郎 様

(申請者)

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

下記により、「きんたくん」を使用したいので申請します。

記

1. 使用対象物件

2. 使用目的及び使用方法

3. 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 使用数量

5. 有償・無償の別

有償(売価 円(税込)) ・ 無償

6. 連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス)

7. 添付書類

企画書(レイアウト、スケッチ、原稿など)

規程第4条(1)~(4)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

様式第2号(第4条関係)

きんたくん使用(変更)承認書

令和 年 月 日

様

川 西 市 長 越 田 謙 治 郎
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のありましたきんたくんの使用(変更)については、下記の条件を付して承認します。

記

1. 承認内容は、きんたくん使用承認(変更)申請書のとおりとする。
2. きんたくんの使用に際しては、川西市「きんたくん」使用取扱規程を遵守すること。
3. きんたくんのデザインの近くに「©川西市 2008」と明記すること。

様式第3号(第8条関係)

きんたくん使用承認変更申請書

令和 年 月 日

川西市長 越田 謙治郎 様

(申請者)

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

令和 年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容

規程第3条(1)~(3)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

様式第4号(第9条関係)

デザイン改変承認申請書

令和 年 月 日

川西市長 越田 謙治郎 様

(申請者)

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

下記により、「きんたくん」のデザインを改変したいので申請します。

記

1. 改変するデザイン

この用紙に記入できない場合は、別紙として添付してください。

2. 改変する理由

様式第5号(第9条関係)

デザイン改変承認書

令和 年 月 日

様

川西市長 越田 謙治郎
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のありましたデザインの改変については、下記の条件を付して承認します。

記

- 承認内容は、デザイン改変承認申請書のとおりとする。
- きんたくんの使用に際しては、川西市「きんたくん」使用取扱規程を遵守すること。

様式第6号(第10条関係)

きんたくん使用承認取消書

令和 年 月 日

様

川西市長 越田 謙治郎
(公印省略)

令和 年 月 日付けで承認したきんたくん使用の承認については、下記の理由により取り消します。

記

使用承認取消理由

1. 申請者の都合のため

2. 使用取扱規程の内容に違反すると認められたため
(内容)

3. その他
(内容)

様式第7号(第3条関係)

きんたくん使用報告書

令和 年 月 日

文化・観光・スポーツ課長 宛

(報告者)

所 属

所属長名

下記のとおり、「きんたくん」を使用しますので報告します。

記

1. 使用対象物件

2. 使用目的及び使用方法

3. 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (終了日未定の場合は空欄)

4. 使用数量

5. 有償・無償の別

有償(売価 円(税込)) ・ 無償

6. 連絡先

担当者:

電話番号(内線):

メールアドレス:

7. 添付書類

(レイアウト、スケッチ、原稿など使用状況、使用デザインがわかるもの。完成型でなくてもかまいません。コピー可)